

記入例

農地中間管理促進計画

第1 中間管理権の設定関係（出し手⇒機関用⇒受け手）

1 各筆明細

整理番号	契約関係者	氏名又は名称	住所・電話番号
	農地中間管理機構に中間管理権を設定する者 (A)	地主 一子	〒〇〇〇-〇〇〇〇〇 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇) 愛媛県西予市宇和町卯之町〇〇番地
	農地中間管理機構から利用権の設定を受ける者 (B)	受人 花子	〒〇〇〇-〇〇〇〇〇 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇) 愛媛県西予市宇和町卯之町〇〇番地
	農地中間管理機構 (C)	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構	〒790-0003 (電話番号: 089-945-1542) 市三番町四丁目4番地1

反当ではなく全体の賃料を記入してください

権利を設定する土地 (D)				設定する中間管理権及び利用権 (E)					権利を設定する土地のA以外の権原者等 (F)				備考	
所 在	地番	現況 地目	面 積 m ²	権利の種類	内容	存続期間		借 賃 円	借賃の支払方法	住所	氏名又は 名称	権原の 種類	同意印	
						始期	終期							
西予市宇和町坂戸	123 番	田	1,000 m ²	賃借権	水田	令和〇年 〇月 1 日	令和〇年 〇月〇日	10,000 円	□口座振込の場合 【CからAへの支払】 毎年 月 26 日に口座振込 1回目の振込は令和 年 月 26 日で、振込金額は始期から 令和 年 月 日までの月割 【BからCへの支払】 毎年 月 20 日に口座振込 自動口座振替の場合は 16 日の 引落。振替日が休日の場合は翌 営業日。 1回目の振込は令和 年 月 20 日とし、振込金額は始期から 令和 年 月 日までの月割	西予市宇和町 卯之町〇〇番地	同意 二郎	所有権		
西予市宇和町坂戸	456 番 7	畠	500 m ²	使用貸借権	普通畠				□物納の場合 ・毎年 月 日までに、A の住所地へ搬入する ・やむを得ない理由により支 払方法を変更する場合は、A及び Bが協議して定める					

機関を介した口座振込・物納の場合は
「賃借権」
それ以外の場合は「使用貸借権」
を記入してください

期間は5年以上からです
始期は締切日の3ヵ月後の
月の1日・11日・21日
にしてください
例：4月5日締切分の場合
→7月1日

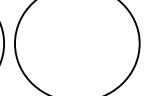
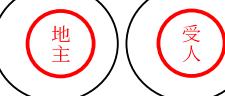
(記載注意)

- この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別葉とする。
- D欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定をする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には〇〇〇〇m²の内〇〇〇m²と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨記載する。
- E欄の「内容」は、当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畠として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。
- E欄の「始期」は、原則として、毎月の1日、11日、21日のいずれかの日とする。
- E欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃）の額を記載する。
- E欄の「借賃の支払方法」について、第1回の借賃の振込は、設定日が4月から9月までは翌年2月26日又は翌年2月20日とし、当該期間の月割金額とする。また、10月から3月までは翌年3月20日とし、当該期間の月割金額とする。但し、自動口座振替を選択した場合は、2月20日は2月16日及び8月20日は8月16日とする。なお、16日又は20日が休日にあたる場合は、A欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。

捺印を押印してください
※同意の人の分は欄外に押してください

同意

字加筆
字消除



捺印(A) 捺印(B) 捺印(C)

住所・電話番号

（電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

（電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

（電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

市三番町四丁目4番地1

権利を設定する土地のA以外の権原者等 (F)

住所

氏名又は
名称

権原の
種類

同意印

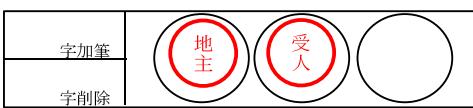
備考

名義人が死亡している場合は、相続権
持分の1/2を超える同意が必要です
※上部欄外にも捺印を押してください

- 【例】 ○：子のうち1人と妻の計2人
×：妻1人のみ
×：子2人のみ

地主 太郎(亡)
(名義人) T 地主 一子(妻)
(持分 1/2)

同意 二郎(子)
(持分 1/4) T 地主 三男(子)
(持分 1/4)



2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。以下、中間管理権を設定する者を「甲」、利用権の設定を受ける者を「乙」、農地中間管理機構を「丙」という。

【中間管理権の設定の場合】

(1) 中間管理権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の中間管理権は、本計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

甲及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係による協議結果等を勘案して、甲、丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、丙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

甲は当該土地を、丙が乙に転貸して乙に使用及び収益させることに同意するものとする。

(6) 借賃の減額

ア 借賃権の目的物が農地である場合で、目的物の乙から丙に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、丙が当該借賃を減額する場合には、丙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙、丙が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙又は丙の責に帰することができない事由によるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙、丙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する中間管理権の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(8) 障害の除去等

甲は、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえで丙に引き渡すとともに、中間管理権の存続期間においては、中間管理権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、丙が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 附属物の設置等

ア 丙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、丙は市町及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。

また、丙が附属物の設置を行った場合において、貸賃借又は使用賃借が終了したときは、丙は当該附属物を取去する義務を負う。

イ 乙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、丙が同意しようとする場合には、丙は事前に甲の同意を得る。また、丙が乙に対して同意をする旨の通知を行う際には、乙が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを併せて通知する。

なお、乙が甲及び丙の同意を得て附属物を設置した場合において、貸賃借又は使用賃借が終了したときは、乙は甲に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、丙は甲に対して取去の義務を負わない。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲、乙及び丙の費用に関する支払区分の内容	乙及び丙の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

（留意事項）

（1）農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は取去の義務を負わない。この場合、乙及び丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び丙は甲に対して償還の請求ができる。

(11) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

(12) 貸賃借又は使用賃借の解除

丙は、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、本計画の定めるところにより設定された中間管理権に係る貸賃借又は使用賃借を解除することができる。

(13) 貸賃借又は使用賃借の終了

天災地変その他、甲及び乙並びに丙の責に帰することができない理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された中間管理権に係る貸賃借又は使用賃借は終了する。

(14) 当該土地の返還

貸賃借又は使用賃借が終了したときは、丙は、その終了の日から7日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（10）による）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(15) 中間管理権に関する事項の変更の禁止

甲及び丙は、本計画の定めるところにより設定される中間管理権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、丙及び県、市町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(16) 権利取得者の責務

丙は、乙に對し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(17) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び県、市町が協議して定める。

【利用権の設定の場合】

(1) 利用権の設定

当該土地の利用権は、本計画の公告により設定される。

(2) 転貸又は譲渡

乙は、利用権の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた利用権を譲渡してはならない。

(3) 借賃の増減額請求

乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(4) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係による協議結果等を勘案して、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

(5) 遅延損害金

ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、丙に対し、支払期日の翌日から支払までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年14.0パーセントの割合で計算して得た額とする。

(6) 借賃の支払猶予

丙は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(7) 借賃の減額

ア 借賃権の目的物が農地である場合で、乙から丙に対して農地法第20条又は民法第609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、丙が当該借賃を減額する場合には、丙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙、丙が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙の責に帰することができない事由によるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並

びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙、丙が協議して定める。

(8) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、丙が修繕し又は乙に修繕させることができ。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(9) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に附属物の設置を行った場合には、丙が附属物の設置を行なう事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、丙が修繕し又は乙に修繕させなければならない。また、乙が附属物の設置を行なう場合には、乙が附属物の設置を行なう事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、丙が修繕し又は乙に修繕させなければならない。

イ 丙は、アの同意を行なう場合には、乙が附属物の設置を行なうことについて市町及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には、乙が附属物の設置を行なうことについて甲も同意していることを併せて通知する。なお、乙が甲及び丙の同意を得て附属物を設置した場合には、貸賃借又は使用賃借が終了したときは、乙は甲に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、丙は甲に対して収去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は取去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び丙は甲に対して償還の請求ができる。

(10) 租税公課等の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

(11) 貸賃借又は使用賃借の解除

丙は、乙が次のいずれかに該当するとき、又は丙が農業委員会から農地法第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき、知事の承認を受けて、本計画の定めるところにより設定された利用権に係る貸賃借又は使用賃借を解除することができる。

ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。
イ 正當な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。
ウ 正當な理由がなく借賃を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
エ その他の民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(12) 貸賃借又は使用賃借の終了

天災地変その他、甲及び乙並びに丙の責に帰することができない理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権に係る貸賃借又は使用賃借は終了する。

(13) 当該土地の返還

貸賃借又は使用賃借が終了したときは、乙は、その終了の日から7日以内に、丙に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（9）による）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(14) 利用権に関する事項の変更の禁止

乙及び丙は、本計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、丙及び県、市町が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(15) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、丙から農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定により、当該土地の利用の状況の報告を求められた場合には、丙に報告しなければならない。

(16) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び県、市町が協議して定める。

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考

農用地利用集積等促進計画により賃借権の設定等又は所有権の移転(以下「権利設定等」という。)を受ける者の農業経営の状況等(個人用)

整理番号		氏名又は名称	受人 花子				性別	女	年令	45	農作業従事日数 150 日	
現在、所有権を有し耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(A) (m ²)		現在、所有権以外の権利により耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) (m ²)	主たる経営作目(C)	世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況(D)				主な家畜の飼養の状況(E)		主な農機具の所有の状況(F)		農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響(H)
田	田	田		農業専従者	雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量	種類	数量			
農地	田	田	男 1 人	農業専従者	2人	人日	トラクター	台	1 1 1 1			
	畑	畑		主として農業に従事する者	人		耕運機					
	樹園地	樹園地		農業補助者	人		管理機					
採草放牧地	採草放牧地	従として農業に従事する者	人	田植機								
(記載注意) (1) 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等は、同一公告に係る農用地利用集積等促進計画中、いかにその添付があれば、他は添付を要しない。												
(2) (A)欄は、所有権が設定されている農用地の面積を記載する。												
(3) (B)欄は、所有権以外の権利(賃借権又は使用貸借権等)が設定されている農用地の面積を記載する。												
(4) (C)欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。												
(5) (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60~149日の者をいう。												
(6) (G)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」について、農用地が複数市町にまたがる場合には、市町別に記載する。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町名を記載する。												
(7) 権利設定等を受ける者の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況を、別紙に記載し、添付する。												
市町	氏名		住所地、拠点となる場所等									

(別紙)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

1 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
① 第 3 条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有・無
② 第 4 条（農地の転用の制限）	有・無
③ 第 5 条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有・無
④ 第 42 条（措置命令）	有・無
⑤ 第 51 条（違反転用に対する処分）	有・無

(2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
① 第 15 条の 2（農用地区域内における開発行為の制限）	有・無
② 第 15 条の 3（監督処分）	有・無

(3) 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）

違反の対象	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第 20 条及び第 25 条参照）	有・無

(4) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第 24 条（使用の禁止）	有・無

2 1 で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後 3 年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有・無			

年 月 日

農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けるに当たり、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等について、上記のとおり申告します。

氏名又は名称 受人 花子

(記載要領)

- 1 1 の (1) 及び 3 については、申告の日から起算して過去 3 年分の状況を記載してください。
 2 1 の (2)、(3) 及び (4) については、申告の日現在の状況を記載してください。